

出願資格

推薦入試 (一般公募) (推薦基準)

次の(1)または(2)に該当し、かつ(3)を満たす者

- (1) 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）もしくは中等教育学校を令和8年3月以降に卒業した者および令和9年3月卒業見込みの者。
- (2) 本学で出願資格を認定した学校を令和8年3月以降に卒業した者および令和9年3月卒業見込みの者。出願資格を認定した学校は下部※を確認してください。
- (3) 出身高等学校長もしくは中等教育学校長が、学業、人物ともに優秀として推薦する者。なお、調査書に記載している各教科の学習成績の状況については、各学部が選考に使用する教科・科目の（学習）成績が優秀であることが望ましい。

一般入試 前期(A日程) 前期(B日程) 後期

次の(1)～(4)のいずれかに該当する者

- (1) 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）もしくは中等教育学校を卒業した者および令和9年3月卒業見込みの者。
- (2) 高等専門学校の3年次を修了した者および令和9年3月修了見込みの者。
- (3) 本学で出願資格を認定した学校を卒業した者および令和9年3月卒業見込みの者。出願資格を認定した学校は下部※を確認してください。
- (4) 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者、および令和9年3月31日までにこれに該当する見込みの者（表1）。

共通テスト利用方式 前期 中期 後期

次の(1)～(4)のいずれかに該当し、かつ(5)を満たす者

- (1) 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）もしくは中等教育学校を卒業した者および令和9年3月卒業見込みの者。
- (2) 高等専門学校の3年次を修了した者および令和9年3月修了見込みの者。
- (3) 本学で出願資格を認定した学校を卒業した者および令和9年3月卒業見込みの者。出願資格を認定した学校は下部※を確認してください。
- (4) 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者、および令和9年3月31日までにこれに該当する見込みの者（表1）。
- (5) 令和9年度大学入学共通テストで本学が指定した教科・科目を受験する者、および受験した者。

共通テスト併用方式 A日程 B日程 後期

次の(1)～(4)のいずれかに該当し、かつ(5)を満たす者

- (1) 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）もしくは中等教育学校を卒業した者および令和9年3月卒業見込みの者。
- (2) 高等専門学校の3年次を修了した者および令和9年3月修了見込みの者。
- (3) 本学で出願資格を認定した学校を卒業した者および令和9年3月卒業見込みの者。出願資格を認定した学校は下部※を確認してください。
- (4) 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者、および令和9年3月31日までにこれに該当する見込みの者（表1）。
- (5) 本学の一般入試・前期（A日程）、一般入試・前期（B日程）、一般入試・後期に出願し、令和9年度大学入学共通テストで本学が指定した教科・科目を受験する者、および受験した者。

※本学が出願資格を認定した学校は次のとおりです。

大阪朝鮮中高級学校、神戸朝鮮高級学校、京都朝鮮中高級学校、東京朝鮮中高級学校、茨城朝鮮初中高級学校、北海道朝鮮初中高級学校、愛知朝鮮中高級学校、広島朝鮮初中高級学校、山口朝鮮高級学校、九州朝鮮中高級学校、神奈川朝鮮中高級学校

（表1）

NO	項 目	内 容
1	高等学校卒業程度認定試験・大学入学資格検定	高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）に合格した者および令和9年3月31日までに合格見込みの者。
2	外国の学校等	外国において、学校教育における12年の課程を修了した者および令和9年3月31日までに修了見込みの者、またはこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
3	文部科学大臣の指定した者	海技教育機構（旧海員学校）の本科の卒業（見込）者、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、GCEAレベル取得者、国際的な評価団体の認定を受けた教育施設に置かれる12年の課程を修了した者および令和9年3月31日までに修了見込みの者、その他文部科学大臣の指定した者（旧制諸学校出身者等）。
4	在外教育施設	文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程または相当する課程を有するものとして認定または指定した在外教育施設の当該課程を修了した者および令和9年3月31日までに修了見込みの者。
5	専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）	文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者、および令和9年3月31日までに修了見込みの者。
6	認定	「認定」とは、本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和9年3月31日までに18歳に達する者。出願を希望する場合は、事前の申し出により、個人の学習履歴を勘案した上で、入学資格審査委員会が特に許可した場合には、受験資格を認めます。詳細については、出願受付開始日1カ月前までに入学センター（TEL（06）6730-1124）までお問い合わせください。

※ インターネット出願時において、（表1）のいずれかに該当する場合は、出身高等学校欄の学校名に、実際の学校・施設名ではなく太枠内の該当する項目を入力してください。